

【基本的政策】ひと・まち・みずが共生する都市基盤づくり

1 目指す姿

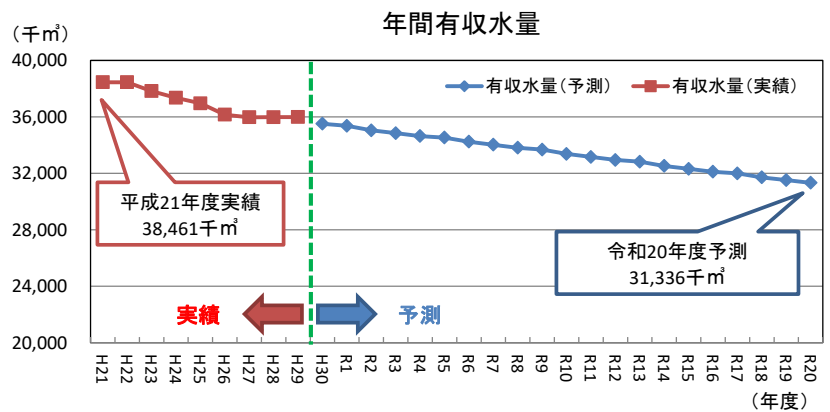
(1) 上下水道施設の計画的な整備と適切な維持管理によって、安全で良質な水道水が将来にわたって安定的に供給されるとともに、快適で衛生的な生活環境が確保されている。

2 現状と課題

(1) 人口減少に伴う水需要の減少や給水収益の悪化

上水道事業は、人口減少、節水意識の向上、節水機器の普及などから、水需要の減少による給水収益の減少が見込まれています。一方で高度経済成長期に整備した管路の更新需要が大幅に増大することから、非常に厳しい経営環境が見込まれています。

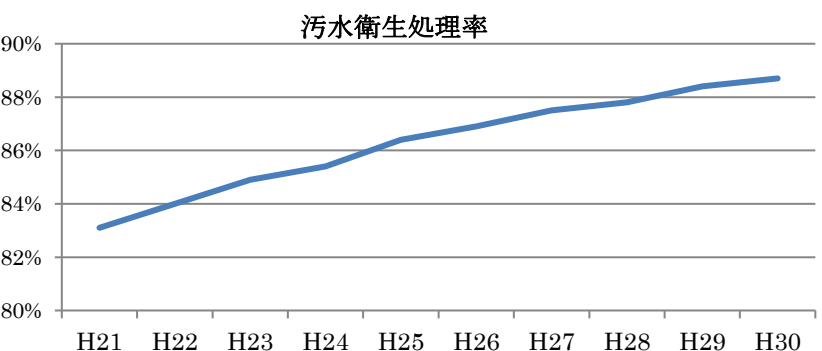
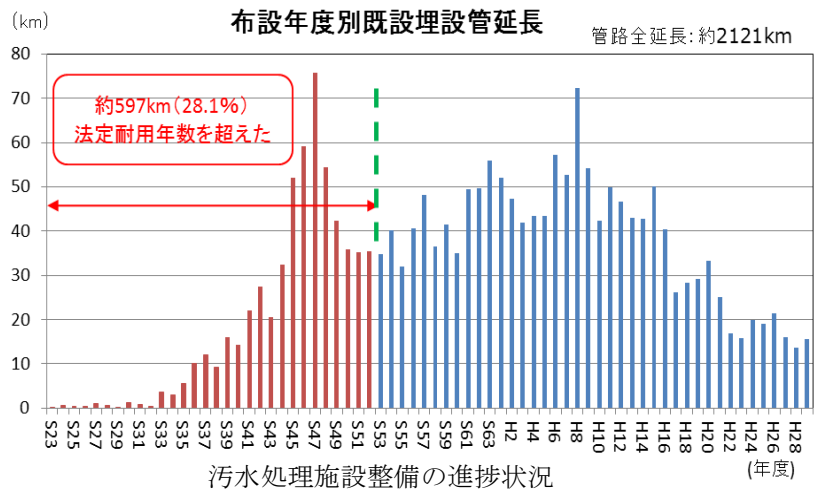
水需要の減少と更新需要の増大による財政状況の推移



(2) 下水道施設の整備と更新需要の増加

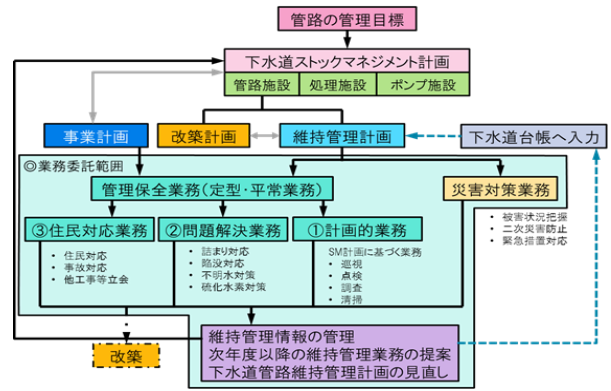
公共下水道については、市街化区域の污水管整備を令和7年度までに概成させることや既存施設の耐震化、更新等により事業量が増大し企業債残高が増加します。今後、人口減少が進むなか、特に市街化調整区域の污水整備は経済性が低下するなど経営環境の悪化が見込まれています。さらに、農業集落排水施設やコミュニティ・プラントの老朽化などの課題もあります。

このような状況の中で、生活排水処理施設整備計画を見直し、施設整備を図る必要があります。



(3) 人材確保と技術継承と官民連携

上下水道事業に携わる専門知識や技術力を持った職員の減少や高齢化が進む一方で、今後事業量の増大が見込まれることから、人材確保に努め技術継承を図るとともに、新たな官民連携の手法についても検討する必要があります。



3 展開する施策

(1) 市民から信頼される安全で良質な水道の安定的な確保

- ① 将来にわたって安定的に水道サービスを提供していくために、経営の効率化をはじめとしたあらゆる方策を検討しコスト削減を図るとともに、持続可能な経営に努めます。
- ② 「四日市市水道ビジョン 2019」のもと具体的な事業や取組をまとめた「第3期水道施設整備計画」に基づき、これまで進めてきた基幹施設の耐震化、経年管路・施設の更新、水源の確保及び配水管網の整備を計画的に実施します。



(2) 生活排水処理施設整備の推進

- ① 下水道未普及対策に係る汚水整備については、生活排水処理施設整備計画に基づき、令和7年度までに市街化区域の概成を目指します。
- ② 生活排水処理施設整備を推進するため、市街化調整区域の整備については人口減少など社会情勢の変化による経済性の低下を踏まえ、施設整備計画の見直しを行うとともに、合併浄化槽への転換を促す補助制度の拡充などにより公共用水域の環境保全に努めます。また、農業集落排水施設とコミュニティ・プラントの公共下水道への切り替えの検討を行い、事業の効率化を図ります。

(3) 人材確保と技術継承と官民連携の推進

今後、増大する事業を確実に執行するために、職員の増員に努めるとともに、上下水道事業に関する深い知識や高度な技術を習得できるよう、技術継承に努めます。また、民間事業者を牽制できる技術力を前提とした、設計施工一括発注方式（DB方式）や包括委託、コンセッション方式など様々な官民連携のあり方について検討します。

<p>市民・事業者等が取り組んでいくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、生活排水を適正に処理します。 (下水道区域は、積極的に下水道に接続を行います。他の区域は、汲み取り・単独浄化槽から合併浄化槽に転換します。) ・事業者は、増大する水道管路更新需要に対応するための水道工事従事者の育成と技術向上に取り組めます。 ・事業者は、ビルなどに設置されている水道用貯水槽の適正な維持管理を行います。
--------------------------	--

指 標	説 明	現状の値	目標値 方向性
第3期水道施設整備計画に基づく管路更新進捗率	管路の破損事故を未然に防ぐため、耐用年数期間内に計画的に布設替えを行う。	0% (平成30年末)	100% 
汚水衛生処理率 ^{*1}	公共用水域の水質保全を図るため、生活排水処理施設の整備・普及を行う。	88.7% (平成30年末)	100% 

*1 汚水衛生処理率

汚水衛生処理率とは、下水道のほか、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、浄化槽により、汚水が衛生的に処理されている人口の割合を表したもので、その算式は次のとおりである。

【汚水衛生処理率算式】

$$\text{汚水衛生処理率 (\%)} = \left(\text{現在水洗便所設置済人口}^{*2} / \text{住民基本台帳人口} \right) \times 100$$

【*2 現在水洗便所設置済人口】

水洗便所を設置・使用している人口であり、下水道等の整備済区域であっても下水道等には接続されていない人口、生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽を設置している人口は除かれている。

【基本的政策】 緑豊かな住空間の形成

1 目指す姿

(1) 生活の身近に緑豊かで潤いのある住環境が形成されている。

2 現状と課題

(1) 公園や緑地が担う役割

都市公園の整備が進み、目標としてきた市民1人当たりの都市公園の面積が10㎡を超えましたが、利用が低下している公園があります。また、都市農地や里山が減少しており、都市に潤いや良好な景観をもたらす緑が減少しています。

人口減少・高齢化が進む中で、生涯健康であり続けることのできる環境づくりや、働きながら安心して子育てができる環境づくりが求められています。

3 展開する施策

(1) 緑豊かな潤いのある環境づくり (重点 P74)

- ① 多くの人が利用する大規模な公園緑地の整備に際しては、健康づくりに親しむ環境づくりとともに、Park-PFI 制度を活用しサービス施設の立地を促すなど、公園緑地の魅力を高めます。また、長期未整備の都市計画公園である羽津公園を廃止します。
- ② 地区のまちづくりやニーズにあわせて、身近な公園が不足する地域への公園整備を進めます。
- ③ 利用の低下している小規模な既存公園等を集約・統合し、子育て世帯から高齢世帯まで、みんなが利用する魅力的な公園として整備します。(重点 P62)
- ④ 公園緑地や道路等の公共空間におけるグリーンインフラの維持管理や創出に努めます。
- ⑤ 都市農地や市街地外縁部の里山の保全を図ります。



多くの市民が利用する自然豊かな南部丘陵公園



豊かな緑が感じられる市街地





公共的空間を利用した花と緑に包まれた
潤いある空間づくり



市民協働による市街地外縁部の里山の保全

<p>市民・事業者等が 取り組んでいくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沿道などの公共的施設や民有地において、緑化を推進します。 ・ 都市農地や既成市街地外縁部等の緑地を保全します。
-------------------------------	--

4 進捗状況を測る主な指標

指 標	説 明	現状の値	目標値 方向性
1人当たりの都市公園の面積	緑豊かな住環境を形成するため、1人当たりの都市公園の面積の増加を図る。	10.17 m ² (平成30年中)	11.14 m ² 
市民緑地の開設数	開設している市民緑地の増加を図る。	9箇所 (平成30年中)	11箇所 

基本計画（分野別基本政策）

政策6 防災・消防

不測の災害に対しても対応可能な、しなやかで強いまちへ

基本的政策	展開する施策
<p>基本的政策 1 4</p> <p>地域の防災力を高める まちづくり</p> <p>○SDGs17の目標</p> 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 多様な手段による分かりやすい防災情報の提供 (2) 地域防災の取組の推進 (3) 実効性の高い計画づくりと指定避難所の環境整備 (4) 自然災害に強い安全なまちづくり
<p>基本的政策 1 5</p> <p>市民を守る消防救急体制の 確立</p> <p>○SDGs17の目標</p> 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 救急業務の高度化 (2) 消防活動拠点の整備 (3) 消防の広域連携・協力体制の充実強化 (4) 消防団の充実強化 (5) 防火・防災教育の充実

【基本的政策】地域の防災力を高めるまちづくり

1 目指す姿

- (1) 自らの命は自らが守るという自助、地域において互いに助け合うという共助並びに行政が市民等及び事業者の安全を確保するという公助の考え方にに基づき、市民、事業者及び市がそれぞれの責務及び役割を果たし、相互に連携して取り組むまちとなっている。
- (2) 災害の未然防止に努めるとともに、避けることができない災害による被害を最小限にとどめる「災害に強く、災害対応力の優れたまち」となっている。
- (3) 災害リスクへの対応が図られた安全な住環境が形成されている。

2 現状と課題

(1) 防災・減災に関する情報発信

本市では、ハザードマップや防災行政無線、安全・安心メールなど、様々な媒体を使って防災情報の発信や啓発に努めていますが、「自分の命は自分で守る」という行動につなげるためには、情報を的確かつ迅速に提供していくことが求められます。



ハザードマップ

(2) 地域防災力の向上

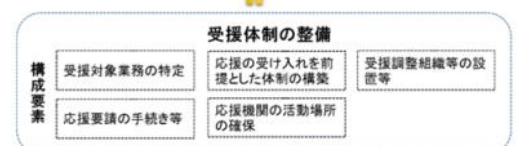
- ① 「自分たちのまちは自分たちで守る」ためには、防災を日常的に考えることができるよう、全ての世代への効果的な防災教育と地域における防災人材のさらなる育成が求められます。
- ② 住宅の耐震化や家具の転倒防止対策、非常食等の備蓄など、各家庭において災害に備える必要があります。
- ③ 高齢者や障害者などの避難行動要支援者が、安心して地域で暮らせる防災体制を整える必要があります。



防災備蓄品

(3) 災害応急対策のための各種計画と避難所環境の整備

- ① 大規模な災害に備え、国や県等からの支援を円滑に受けるための受援体制の整備や、長期に渡る避難生活のストレスを軽減するため、避難所の環境整備が求められます。
- ② 地震等の大規模災害発生時には、地方公共団体自身の被災も想定されます。そうした状況にも対応できるよう、行政による適切な業務執行のための継続性の確保や、速やかな復旧体制の構築が求められます。



受援体制のイメージ (出典：内閣府資料)

(4) 自然災害に強いまちづくり

大規模な被害が予測されている大地震の発生や近年の開発等に伴う都市化の進展により流域の保水・遊水機能の低下が進む中、地球温暖化に伴う気候変動から、大雨の頻度増加、台風の激化等による被害が危惧されており、自然災害に強いまちづくりが求められています。特に、市街地では集中豪雨等に伴う降雨量の増加により、大量の雨水がそのまま川や下水道に流れ込み、洪水や道路冠水、住宅への浸水被害が発生するリスクが高まっており、対応が必要となっています。

3 展開する施策

(1) 多様な手段による分かりやすい防災情報の提供

- ① 災害時だけでなく国民保護の観点からも避難情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、防災アプリやSNSによる発信など、多様な手段の導入により情報伝達機能の強化を図ります。(重点 P65)
- ② 自宅や職場の津波・洪水等のリスクや避難所情報等を分かりやすく、効果的に届けられるよう、最新テクノロジーを活用した手法も導入し、防災・減災意識の向上に取り組めます。

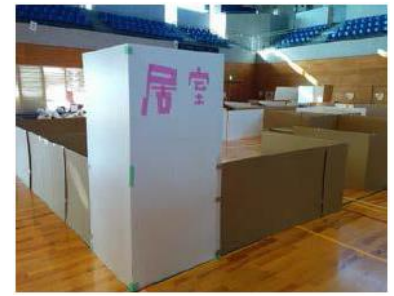


(2) 地域防災の取組の推進

- ① いざという時に市民や地域、事業所等が連携できるよう、地域が主体となった防災訓練の充実や引き続きワークショップ等を開催するなど、自治会や自主防災組織等の活動支援に取り組むとともに、コンビニート企業等による防災協議体とも連携し、災害時に備えます。
- ② 地域防災の取組をさらに推進できるよう、防災大学等の防災教育等の充実により、地域における防災活動の中核を担う人材育成に取り組めます。(重点 P66・67)
- ③ 住宅の耐震化や家具の転倒防止対策のスピードアップを図るとともに、非常食や飲料水の備蓄など、市民や事業所への防災意識の啓発に取り組めます。
- ④ 避難行動要支援者の避難支援について、関係機関との連携を強化し、円滑かつ迅速な避難行動につなげるため、地域における防災体制づくりに取り組めます。

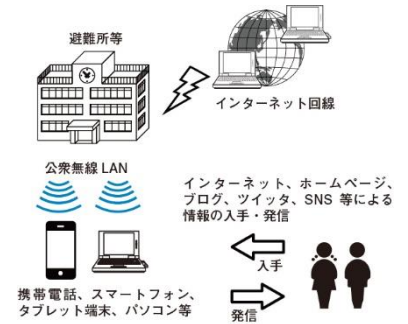
(3) 実効性の高い計画づくりと指定避難所の環境整備

- ① 避難生活を過酷なものとする事のないよう、国の指針等に基づき避難所における生活環境の整備に必要な設備や要配慮者に配慮した備品、災害情報等の入手のための環境整備を計画的に進めます。また、国や県等からの支援に備え、国・県・地域等関係機関と連携しながら実効性の高い受援計画の策定を行い、災害からの速やかな復旧を図る体制を構築します。
- ② 学校や地域団体など関係機関との連携や協力のもと避難所運営体制の構築に努めます。また、要配慮者への合理的な配慮やペット対応に努めるとともに、福祉避難所等の充実にも取り組みます。
- ③ 災害発生時においても業務の継続性を確保するため、業務継続計画の見直しを行います。また、計画や指針、マニュアル等を実効性の高いものとするため、国土強靱化や国・県等の計画との関連性を踏まえながら随時見直しを行い、最新の状況に対応できるよう備えます。



段ボールを活用した避難所の事例

(出典：内閣府資料)







(4) 自然災害に強い安全なまちづくり

- ① 被災時の対応や復旧に必要な道路、被災後すぐに必要となる上下水道施設や、多くの人を訪れる施設などの社会インフラの耐震化を進めます。また、老朽危険家屋の除却や狭隘道路の整備に努めます。
- ② 治水安全度の向上を図るため、準用河川などの整備・改修を進めるとともに、**三重県が行う三滝川などの改修事業の進捗に併せて、必要な内水対策を進めます。**(重点P68)
- ③ 市街地の雨水浸水対策については、床上浸水の多い箇所などから優先順位をつけて対策を進めます。
- ④ 雨水貯留機能を有する都市農地や保水機能を有する市街地外縁部の里山の保全を図ります。
- ⑤ 行政が行う整備に加えて、市民が実施する宅地等の嵩上げや雨水止水板の設置に対し支援等の検討を行い、既存の市街地を水害に強くする取組を促進します。
- ⑥ 地震、津波や土砂災害などに関する情報提供に努め、安全な居住を誘導します。

<p>市民・事業者等が 取り組んでいくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら進んで情報を収集し、防災意識の向上に努めます。 ・訓練等に積極的に参加し、一人ひとりが自助・共助の主体として行動します。 ・住宅の耐震化を進めるとともに、家具の固定や食料・飲料水の備蓄、非常持出品等の準備を行います。 ・事業所内での防災対策を強化するとともに、災害発生時に地域と連携できる関係づくりに努めます。 ・災害リスクを考えた居住場所の選択や、危険な場所の情報共有など、行政と協働した安全なまちづくりに取り組みます。
-------------------------------	--

4 進捗状況を測る主な指標

指 標	説 明	現状の値	目標値 方向性
防災訓練参加人数	地域で実施されている防災訓練の参加人数	17,858 人 (平成 30 年度)	23,000 人 
食料・飲料水の備蓄率	家庭における食料や飲料水の 7 日以上の備蓄率	食料：11.6% 飲料水：17.4% (平成 30 年度)	50% 
家具の固定率 (※一部のみを固定している世帯の率を含む)	住宅における地震被害の軽減を図るため、家具の固定率を高める。	59.8% (平成 30 年度)	80.0% 
準用河川の整備率	流下能力の向上を図り、治水安全度を高めるため、準用河川の整備を進める。	53.7% (平成 30 年度)	85.8% 

【基本的政策】 市民を守る消防救急体制の確立

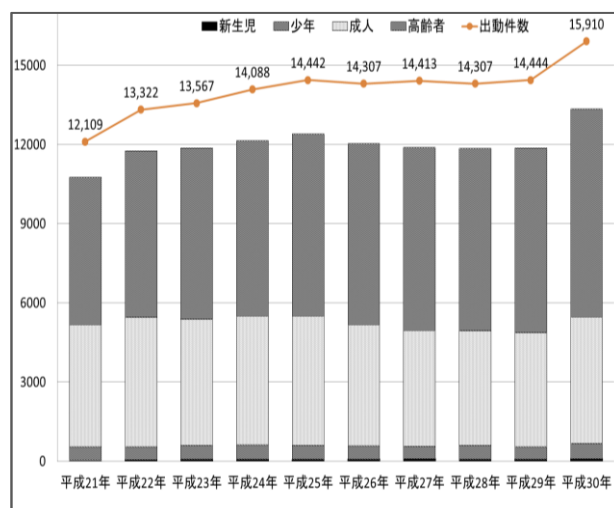
1 目指す姿

- (1) 消防施設・装備・人員が適正に配備され、消防・救急・救助の技術が向上して火災や災害などの非常時に対応できる消防・救急体制が確立している。
- (2) 市民や事業者が、防火・防災に対する高い意識を持ち、火災等の発生数が減少するとともに、火災等の災害における被害を最小限に抑えられている。

2 現状と課題

(1) 救急出動件数の増加と救急業務の高度化

高齢化の進展や在宅医療の増加など、社会環境の変化により救急出動件数が増加するとともに、救急救命士による処置の拡大や医療機器の技術開発による高度な救急業務が求められています。



救急出動件数及び年齢区分搬送人員

(2) 消防活動拠点の老朽化等

消防署所などの消防活動拠点は、これまでの整備により、必要な拠点数は確保されましたが、老朽化が進んでいる施設の改築や市内西部地域における活動拠点の機能強化等を行う必要があります。

(3) 大規模災害や人口減少・少子高齢化を見据えた消防広域連携のあり方

大規模災害の発生や人口減少・少子高齢化社会への対応など、今後の消防を取り巻く環境変化に柔軟に対応していくため、本市は三重県の代表消防本部として、県内消防本部との広域連携をより強化していく必要があります。

(4) 消防団を取り巻く環境の変化

地域防災の中核として大きな役割を果たす消防団は、少子高齢化や就業形態の変化により団員の確保が困難となっています。将来にわたり、持続可能な消防団活動を行うため、消防団の機能強化と団員確保に向けた取組を進める必要があります。

(5) 市民・事業者等の防火・防災力の向上

火災や災害による被害を最小限に抑えることや、救える命を救うためには、市民や事業者等の協力が不可欠であり、日頃から、実践的な知識や技術を身に付けることができる機会や環境を整備する必要があります。



現在の防災教育センター

3 展開する施策

(1) 救急業務の高度化

- ① 次世代高速通信（5G）や IoT、AI など、最先端技術を活用した救急処置の高度化や傷病者を医療機関へ収容するまでの時間短縮に取り組みます。（重点 P75）
- ② 市立四日市病院に設置した救急ワークステーションのさらなる充実や、他の医療機関との連携強化を推進します。
- ③ 救命率の向上と救急業務の高度化に対応するため、今後も引き続き救急救命士を養成し、救急車に複数の救急救命士が乗車できる体制の確保に取り組みます。



救急ワークステーションでの研修

(2) 消防活動拠点の整備

- ① 老朽化に伴い、南部臨海地域におけるコンビナート災害の活動拠点となる南消防署庁舎を改築します。
- ② 地区市民センターに併設している北西及び西南出張所について、消防活動拠点としての機能強化を図るため、消防出張所庁舎整備に取り組みます。
- ③ 消防車両の高機能化（消火・救助などの多機能化）に取り組むとともに、内陸部に整備した消防分署の機能を強化するため、南部及び北部分署の配置部隊を増強します。

(3) 消防の広域連携・協力体制の充実強化

四日市市、桑名市、菰野町の3消防本部による消防指令センターの共同運用をはじめとした消防の広域連携・協力体制の充実強化に取り組みます。

(4) 消防団の充実強化

- ① 消防団員の処遇の改善を図り、各地区分団の基本団員の確保、大規模災害時や特定の活動のみに従事する機能別団員制度（大規模災害対応、広報活動、応急手当等の訓練指導など）の充実強化に取り組むほか、施設・装備の整備を進めるなど、消防団が活動しやすい環境づくりを推進します。
- ② 消防団員の多様な人材確保の方策や適正な配置のあり方についての調査研究に取り組みます。

(5) 防火・防災教育の充実


- ① 幼少期から、生涯教育として防火・防災に関する教育が受けられる環境づくりを推進するとともに、現在実施している防火・防災教室の教育内容に加え、市内のすべての中学生を対象とした応急手当（心肺蘇生法）講習の実施に取り組みます。
- ② 設備の老朽化が進んでいる北消防署併設の防災教育センターについて、VR等の最新技術を活用するなど、市民が災害を身近に感じることができ、実践的な対応を学ぶことができる機材の導入や施設の改修等に取り組みます。（重点 P67）



津波防災教育センター（和歌山県広川町）

<p>市民・事業者等が取り組んでいくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・急病人やけが人が発生したときには、適切な応急処置や迅速な通報を行います。 ・火災が発生したときには、迅速な初期消火や通報を行います。 ・住宅防火対策を推進するとともに、放火されない環境づくりを行います。 ・事業者は、防火管理体制の強化や危険物の適正管理に取り組むとともに、定期的な消防訓練を行います。
--------------------------	--

4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	現状の値	目標値 方向性
救急出動における 119 通報受付から医療機関到着までの時間	救命率の向上を図るため、救急出動要請を受け付けてから、傷病者を医療機関へ収容するまでの時間を短縮する。	32 分 25 秒 (平成 30 年中)	32 分 00 秒 
建物火災の件数	建物火災による被害の軽減を図るため、建物火災の件数を過去 10 年間の平均件数 (60 件) より 10% 少なくする。	63 件 (平成 30 年中)	54 件 